

## 平成27年第7回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

1. 招集年月日 平成27年9月8日(平成27年8月26日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成27年9月16日(水) 午後 1時15分  
散会 午後 3時33分

### 4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学		
教育委員長	寺本 恵子	教 育 長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成27年第7回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

平成27年9月16日(水) 午後1時15分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

# 平成27年第7回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

平成27年9月16日(水)

——午後1時15分開会——

~~~~~○~~~~~

## 開議宣告

- 議長(辰田直久) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番漆谷議員、8番大屋議員よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

- 議長(辰田直久) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第5号、宮田議員登壇をお願いします。

- 宮田議員(宮田博) 議長。

- 議長(辰田直久) 6番、宮田議員。

- 宮田議員(宮田博) ええ、二日目の午後1番で非常に、あのう、きびしい時間帯ではございますが、ええ、しばらくの間よろしく願いをいたします。ええ、今回は施行日が来月という間近に迫っております、その迫ってはいるものの住民の皆さんのご理解が不足していると、いわゆる、いわゆる個人番号制度、そして、ええ、個人情報を含む情報管理、ええ、これについての質問をさせていただきます。ええ、政府は今年3日の衆議院本会議で、ええ、国民に番号を割り当てる、いわゆる行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、まあ、非常に長い名前の法律が、成立をしております。ええ、通称マイナンバー法という法律でございますが、ええ、先ほども言いましたように来月の5日執行期日というふうになっております。ええ、以下の質問には通称名のマイナンバーというところで質問を進めさせていただきます。ええ、まず、この法の目的第1条には個人番号および個人番号を活用した、いわゆる効率的な情報の管理そして利用および迅速な情報の授受となっており、ええ、政府の主な狙いとしては、税金や年金の不正受給を防止することにあると言われております。ええ、同時に情報のより厳正な管理も求められることから、ええ、マイナンバー法の一部改正により、個人情報の取り扱いの監視、監督権限を有する第三者機関、ええ、特定個人情報保護委員会を設置するなどして、安全を確保することになっております。ええ、しかし、すでにマイナンバー制度をかたった預金口座番号の個人情報を聞き出そうとする不審の電話、あ

るいは訪問、ええ、そういった事例も発生しているのは事実でございます。ええ、このようにマイナンバー法の施行にあたっては、法そのものが理解されていない。あるいは誤った解釈による、例えば情報の漏えいや犯罪の発生、そういったものへの不安も多々あるように報道等でされております。ええ、先の連合の常任委員会におきましても質問や質疑はございましたが、ええ、町民の皆さまも制度を十分理解されているとは思われないことから、ええ、より多くの方にご理解がいただけるように、ええ、通告書に沿って質問を進めてまいりたいと思います。ええ、まず始めにマイナンバー法施行への対応ということでございますが、まあ、この法律そもそも導入のきっかけは2007年に発覚しました、5095万件という年金の未統合、ええ、残されたままになっていたという、いわゆる消えた年金問題と言われております。ええ、そしてその時点では住所変更しても記録を管理しやすい番号制度が注目をされ、またその後には東日本の大震災が発生し、個人番号の有効性が指摘された経緯がございます。まあ、したがって国会でも現在の野党、これが過去に提唱していたというような経緯もございまして、今回はすんなりと可決をされております。ええ、しかし国民への説明不足や金融機関の預金口座と結びつけるという構想、まあ、これは任意というふうにはなっておりますが、そういったものが浮上し、ええ、混乱を極めているというのも事実でございます。ええ、先ほども申し上げましたが、法がスタートするからには、おひとりでも多くの皆さんにご理解をいただく必要があると思います。ええ、そこで、まず、ええ、マイナンバー制度とはどのようなものか、ええ、今月の3日に内閣府が発表した世論調査では、ええ、制度内容を知らないと回答された方が、国民の5割超というふうに報道もされております。ええ、しかし、先ほど来、申し上げておりますようにこの通知開始まではあと半月足らずとなっております。ええ、そこで本町では、ええ、町民の皆さんへどのようにご案内をし、ええ、あるいは、まあ、これは分かる範囲で結構ですが、ええ、どの程度町民の皆さんがご理解をされているか、まあ、そのあたりが分かりましたら回答をいただきたいと思っております。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、番号制度、いわゆるマイナンバー制度についてご説明いたします。マイナンバー制度とは、住民票を有するすべての人に1人1つの12桁の個人番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。ええ、具体的には、住民基本台帳の氏名、住所、生年月日、性別を基本情報とし、他の部署、他の機関の税情報、社会保障情報などの基幹情報につきまして、それぞれを個人番号で管理し、権限をもった機関が必要とする情報を関連付けて、使用することになります。ええ、なお、この制度では、10月5日に個人番号が付与されま

すが、ええ、同日以降、この10月5日以降、簡易書留で各ご家庭に通知カードが届きます。使用は1月1日からとなっております、通知カードを個人番号カードに換えて使用することが可能となっております。また、町民の皆さんへの、ええ、制度の理解でございますが、全く新たに始まった制度でございますので、国のおいても広報活動を行っておられますし、本町におきましても、制度への理解を深めていただくことの重要性から、4月の広報よりこれまで周知を行ってきておりますが、住民の皆さんに理解していただいたかは承知をまだしておりません。ええ、現在、出前講座も始めておりますが、一層の周知活動が必要であると認識しておりまして、今週土曜日からケーブルテレビでの町からのお知らせのコーナーでわかりやすく説明させていただくことにしておりますし、出前講座の要請につきましても周知させていただきたいと考えております。特に、通知カードが届く日の直前には無線で、この通知カードに関するお知らせをしていきたいと考えております。ええ、またお話ございました、ええ、事件、事案等の件でございますけれども、これも新聞報道がありまして、すぐに無線で注意喚起を行ったところでございます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、あのう、本町のまあ、取り組みというものを伺いました。まあ、あのう、今後もですね、ええ、これがまだまだ浸透するような取り組みを続けていただきたいと思っております。ええ、次にあのう、まあ、先ほども課長の回答の中にありましたが、ええ、このマイナンバーの使用、まあ、どのような分野で、どういうふうに使われるのかと、まあ、あのう、今もありましたが、社会保障、税、災害対策等々での使用ということでございますが、ええ、できれば具体的にですね、社会保障ではこういうものに使いますよ、税ではこういうものに利用されますよ、そしてあのう、災害対策では、ええ、こういうことに使いますよ、まあ、何点か、まあ、具体的な事例を挙げていただければうれしゅうございます。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、マイナンバーの使用につきましては、ええ、議員おっしゃいましたように、社会保障、税、災害対策の分野の中で、法律で定められた行政手続きにしか使うことができません。ええ、中身でございますけれども、これは、あのう、すでに決まってるもの、あるいは今後使用可能なものを含めて、言わせていただきます。ええ、社会保障の分野では年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当その他福祉の給付など。それから税の分野では、申告書、届出書等の記載など。災害対策の分野では被生活再建支援金の給付、被災者台帳などで、各分野の手続きの上で必要となる住所情報や税情報などの基幹情報を確認するために使用することになります。なお、

1月1日以降は、早速、お勤め先での源泉徴収手続きや社会保険手続きでご本人や扶養されているご家族の方の個人番号が使用されることとなります。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、次にあのう、2番目、3番目ですか、ええ、マイナンバー制度、まあ、この制度自体が一体どのようなメリットがあるのか、ええ、まあ、広報等では、国の広報ですね、まあ、各分野における事務の簡素化が図れますよと、まあ、いうふうな報道もしております。ええ、そこで個人にとっては、まあ、先ほど言いました年金の資格の取得等々では事務的にはどのように簡素化ができるのか、ええ、そしてまた窓口のいろんな証明書等の発行事務でもあると思いますが、そういった時でも時間の短縮ができるのか、ええ、またあのう、逆に行政サイドでは、ええ、どのようなメリットが生じるのか、ええ、分かる範囲でのご説明をお願いします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤を構築するために制度化されるものでございます。そして、この制度で期待される効果といたしましては、大きく3つ挙げられます。1つは、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っていらっしゃる方にきめ細かな支援を行えるようになることがまず一つでございます。またこのことが、公平、公正な社会の実現につながっていくこととございます。二つ目は、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担も軽減され、利便性が向上すること、三つ目は、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減され、行政の効率化が図れることです。ええ、こうした点をふまえますと、個人のメリットといたしましては、税等の負担や給付支援の公平性、公正性が一層確保されていくこと、行政手続が簡素化され、提出書類も少なくなること、その他、個人番号カードは運転免許証と同様の身分証明書につながることなどが挙げられると思います。ええ、ただ、先般出前講座を謁見してきましたけれども、その時も同じような、あのう、ご質問がございました。今現在、ええ、すぐに始まろうとするこの制度の中で、ええ、住民の国民の方々に直接メリットがあるのは、確かに迅速性もありますけど、手続き上の迅速性もありますけれども、ただ、今の現段階ではなかなか目に見えてですね、あのう、すぐにこの、あのう、軽減化が、あのう、まあ、どういふんですかね、感じられる体制にまだまだなかなかならんだろうなどは予測はしております。ええ、次に行政のメリットといたしましては、個人同様、税等の負担や給付支

援の公平性、公正性が一層確保されていくこと、行政手続きが簡素化され事務効率が改善すること、その他、事務処理時間の削減、業務の連携などにより事務の効率化が図られることが挙げられると思っております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、説明がありましたように、いわゆるこういった事務の省力化、あるいは効率化により、まあ、願わくば住民サービスが向上するということを期待したいと思います。ええ、次の4番目ですが、まあ、あのう、今回の質問と言いますが、法改正、まあ、ここがおそらく重要なポイントになるんじゃないだろうかなという気がいたします。ええ、まずあのう、マイナンバーにより、個人情報が一元管理されるのかという不安が、ええ、随所に出てきているようでございます。ええ、先ほどの課長の説明にもありましたが、ええ、まあ、来年1月からの供用開始、ええ、そうすると1月からは、これは今すでに決まってることですけど、ええ、証券の口座、あるいは個人保険へにも番号を付すということがもう既に決定しているようでございます。ええ、そして、ええ、さらには先ほども言いましたが、2018年度からは、ええ、金融機関の預金口座もこれは当然任意でございまして、番号を結び付けることとなっている。で、そうすると、個人の金融資産全般に渡って、国の監視が強まるんじゃないかと、まあ、いうような懸念も生まれているのも事実でございまして。ええ、そこで市町村や、ええ、あるいは税金を申告する税務署、ええ、証券会社、金融機関、ええ、まあ、保険会社等が、ええ、すべてそういった金融商品、資産がですね、ええ、マイナンバーによって包括されるんじゃないかというような不安があるようでございます。ええ、本町が保有している個人情報が、ええ、税務署あるいは他の行政機関、ええ、そして先ほど言いましたような、ええ、金融機関等の個人情報、ええ、これがマイナンバーをキーにして、12桁のですね、番号をキーにして、ええ、共通のデータベースが構築されるんじゃないかというような懸念もあるようでございます。そしてそうなることさっき言っておりますように、いわゆる一元的にすべてが管理されてしまう。ええ、逆にもしも情報が漏えいしたら自分の財産のすべてがさらけ出されてしまう、まあ、というような不安もあるように報道等でもなされております。まあ、そこでこのマイナンバーっていうのは今私が申しましたようないろんな機関、組織のものがですね、ええ、12桁の番号をキーとして、いわゆるデータベース化され、一元管理をされるというようなものなのかどうか、ええ、説明をお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、この制度で扱います特定個人情報は、一元管理は行われません。ええ、各業務あるいは各機関においてですね、その中で個人番号を与えられ

たそれぞれの情報をそれぞれで管理するというようになっております。よって、言われたような、ええと、一つのサーバーの中にすべて押し込むというものではございません。ええ、従いまして、例え一部の業務で、例えばですけれども個人情報が出たとしても、他の情報の漏えいにつながることはございません。

●**宮田議員(宮田博)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田博)** ええ、まあ、今の説明ではいわゆるそれぞれが分散管理をするということでございます。ええ、まあ、そのあたりもですね、これからのいろんな説明会等々でもおそらく質問が出てくるんじゃないだろうかなと思われま。まあ、ええ、今のような、で、それが何故かというやはりその、ええ、私もかつて金融機関にりましたが、そういった時には一つの顧客のシフ（顧客情報ファイル：CIF）があれば、はっきり言いまして全部が網羅されてるといような仕組みがだいたいいろんなシステムで構築されているのが実態でございます。ですから、まあ、今回の不安も今のように一つのマイナンバーという12桁の番号で一元管理されるというという不安がこれからもまだついて回るんじゃないかなと思いますので、ええ、まずはそのあたりの不安を払しょくするような、また説明もしてあげていただきたいと思うところでございます。ええ、それではあのう、最後のこの項目最後の質問となりますが、ええ、まあ、来月の5日以降通知カードが届くということでございます。で、ええ、まあ、これは転送不要の書留でおそらく送付されると思いますが、ええ、この個人番号が届いたら、ええ、いったいどうすればいいんだと、まあ、すでに説明をされているところもございですが、ええ、そこで一つは、ええ、私はまあ、高齢だし、もうこの番号はいらんし、もったつてもし取られちゃあやれんでいらんよというように拒否をされる、この受け取り拒否っていうのは可能でしょうか。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、あの、おっしゃいましたように、この通知カード、各ご家庭の方に簡易書留で送られます。よって、通常の郵便と、簡易書留と同じですので、受け取りの拒否はできます。ただ、この受け取り拒否をなさったとって、個人に付与された個人番号がなくなるわけではございませんで、ずっとそのことは一生涯ついて回ります。よって、このカードにつきましては、なるべく取得をしていただいて、大切に保管していただくのが、まあ、いいだろうと思っております。また、これから1月1日以降、いろいろな、行政の業務の方で、この個人番号をお伺いする場面が、種々出てこようと思っております。それはご高齢者の方についても同じです。その場合、本人の、本人自身が受け取り拒否をしていらっしゃいますと、その個人番号は分かりませんので、そうした場合はやはり、その通知カードの再交付をしていただかないと、その番号は分

かりませんので、その手続き、あるいはその際の手数料もいりますので、そうした面からもぜひ、最初の書留につきましては、お受け取りいただくようお願いいたします。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええと、次にですね、例えば施設等に、本町にもいろんな福祉施設等もございますが、ええ、そういったところに入所されておられる方、それで、行為能力がない方で、例えば後見人制度を適用されておられる方もいらっしゃるでしょうし、はっきり言って、行為能力はないけど、ええ、後見人制度もないよというような方が、あのう、そういった方へ送られてきた通知カードっていうのは、ええ、一般の家庭ですと、家族が当然管理すればいいことなんですけど、ええ、そういった施設等では誰がどのように保管をするという、そういったルールがあるんでしょうか。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、言われました、施設の方ですけれども、ちょうどこの前申しました、あのう、出前講座は、最初は施設でございまして、ええ、そういうお話も聞いておりました、ええ、実は、よく施設の入所者の方は、住所をそのまま残して施設の方へ行くケースが多いと思います。そうする場合、よく、転送手続きはたぶんなさっていらっしゃるんですが、今回は転送不要になっておりますので、この場合、まあ、数カ月経ちますとこちらの方へ戻ってきます。ただそれを防ぐために、ええ、手続き、まあ、1枚の書類なんですけれども、てんすう、転送不要をですね、なくして、その分だけなくして、施設の方へ届けることも可能になっております。これにつきましては、事前にですね、手続き、まあ、書類1枚ですけども、していただいて、おくことができます。それは施設の、あのう、管理者の方でもかまいません。また、施設に入所なさってる方にそういう通知カードが届いた場合は、施設の方で受け取りになってですね、管理される方法も大丈夫でございますのでお知らせします。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええと、もう1点はですね、あのう、今のこれも施設等の方かも知れませんが、ええ、個人番号の発行、個人カードですね、カードの発行はしてほしいと、しかし役場の窓口に行くことができないように、というようなケースが発生する可能性もあるんじゃないかなと思いますけど、まあ、そういった時に何か、特例的に、ええ、行かなくてもできるとかというような方法があるのかどうかお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、一つはですね、家族、ご家族の方が、行われる、代わ

ってもらえることはできるようになっております。ええ、また言われました施設の場合ですと、施設の管理者の方で代理して、受け取ることもできます。手続きができます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、ということは、まあ、これは個人情報であっても、いわゆるそういった法的な後見人制度等には関係がなくて、今のようなカードの発行手続きは第三者でもすべてできるというふうな、まあ、家族は当然いいんですけど、例えば赤ちゃんがとかですね、判断能力のない人も全部できるわけですから、それは別として、いわゆる今のような成人、まあ、精神的な障害の方、そういった方も法的には後見人制度で云々ということがあるんですけど、このカードについてはすべて発行ができるという理解でよろしいということですね。ええ、まあ、およそあのう、まだお聞きしたいことがあるんですが、時間の方の制約もありますので、ええ、次に移りたいと思いますが、まあ、今このマイナンバー法というの、ええ、ご案内のとおり非常に細かいいろいろなことが、新たに改正が繰り返されていると思います。ええ、まあ、その都度ですね、ええ、皆さんに、町民の皆さまにも適切にご案内をしていただくということをお願いをして、ええ、次の項目に移りたいと思います。ええ、次は、本町の情報セキュリティ対策についてという項目を出しておりますが、ええ、まあ、これも今のマイナンバーの管理と非常に重複する点もあろうかと思えます。ええ、まあ、9月13日の新聞報道、ええ、によりますと、マイナンバー制度では、ええ、多くの自治体が情報管理やセキュリティ対策に不安を抱いていると、いうふうに報道がされております。ええ、番号通知や情報管理等への対策、これへの不安が全国で約60%、自治体のですね。ええ、そしてセキュリティ対策の進み具合では、やや不安がある、これが全国で54.2%。ええ、わが島根県ではですね、非常に高い数値で、78.9%の行政機関が、ええ、やはりやや不安があると答えているようでございます。で、問題はないというふうに回答された機関が、島根県ではわずか15.8%。ええ、まあ、本町がこの15.8%に入っているということを、ええ、願うわけでございますが、ええ、先の連合の常任委員会でも、ええ、説明、質問に対しての回答ございました。ええ、本町は基幹システムと情報システムは分離されており、ええ、安全であるということではございましたが、ええ、しかし、現実にはですね、国内ではほんとに多くの情報の漏えいが発生をしております。ええ、まあ、セキュリティの関連のシステム自体の不備、あるいは不具合による事案も数多くありますが、ええ、その一方では取扱者の不注意、あるいは、ええ、故意による不正、まあ、そういったものによる漏えい等もたくさんあります。まあ、1、2ご紹介いたしますと、皆さんご承知のように、ええ、年金機構の流出の事件、そしてあのう、どこかの市町だったと思えますけど、ええ、DV被害者の方の情報がですね、同じ庁舎内で共有がされておらずに、他の部署で、ええ、漏えいしたというような事案、あるいは

民間ではメールが誤送信されたとか、ええ、情報書類を入れたカバンをですね、一杯飲んで電車で置き忘れたとか、まあ、というようなことで、ええ、いろんな形で漏えいが起きているのが実態でございます。そういったところが報道されることにより、やはりマイナンバー制度がスタートして、ええ、情報漏えいがあるんじゃないかと、先ほど来申し上げるとような不安も、おおいのも実態でございます。まあ、国の方ではですね、ええ、この11日の報道だったと思いますが、ええ、こういった悪用の防止のシステムは2017年には実用化を目指す、と、まあ、いうふうには言っております。ええ、そこですね、ええ、情報セキュリティ、まあ、いわゆるこれは、防止保護、防止する、というような意味ですね。ええ、そのポリシーの策定あるいは導入、そういったものがどうなっているかということをお聞きしたいと思います。で、ええ、情報セキュリティの策定と、実施の手順については、ええ、ご案内のように組織の全体が、体制が、確立されていなければならないということですね。ええ、特にこの本町のように、まあ、多くの課、あるいは支所が存在して、ええ、大量の情報の取り扱いをする、そして運用する、というようなところが多いところでは、ほんとにこの体制というのは重要視されるわけですが、ええ、そういったポリシー、基本方針は策定しておりますでしょうか。そして、ええ、体制、組織体制も確立されておりますでしょうか、質問いたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まず最初にですね、あのう、議員が申し上げられました、あのう、共同通信社のアンケートの結果のことなんですけれども、本町の場合はこれに関する部分が2箇所ございまして、ええ、一つはセキュリティ対策の準備は進んでおるかということなんですけれども、ここでは問題なく進んでいるというふうに回答しております。またもう一つ関係するところはですね、ええ、はい、ええ、この言われました、あのう、施設の構築に、まあ、するんですけれども、準備作業は順調に進んでるかということでありまして、そこでたぶん不安ということが出てきておりますので、そこでたぶんあつとると思います。本町の場合は、準備作業は順調に進んでおりまして、ええ、通知開始までに間に合う見通しであるというふうに回答しております。ええ、それから、ええ、ご質問の方なんですけれども、ええ、邑南町の情報セキュリティポリシーは、合併当時にですね、あのう、制定をしております、ええ、これまで平成23年、平成26年と改定を行ってきております。ええ、また現在は今年の3月に総務省の方から新しいセキュリティポリシーのガイドラインが示されておりますので、このガイドラインに沿うよう必要な改訂を行うための準備を現在進めているところでございます。ええ、それともう1点、このセキュリティポリシーに係わる管理体制のことでございますけれども、ええ、管理体制も当然組んでおりまして、ええ、この中では最高情報統括責任者ということで、副町長、以下情報セキュリティ責任者、情報システム責任者、あと各課

の情報セキュリティ管理者、そして職員と情報システム担当者というふうに、物事を進めるように体制を組んでおります。

●**宮田議員(宮田博)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田博)** はい、あのう、先ほどのアンケートにもいい回答ができていたようで安心をいたしました。引き続いて、ええ、最適な管理体制、取り組みを続けていただきたいと願うところでございます。ええ、次にあのう、これ、ちょっとあのう、書き方がまずかったかも知れませんが、あのう、情報資産の分類と管理ということで質問をしておりますが、ええ、まあ、いわゆるここで申し上げたいのは、ええ、情報システムを取り巻くいろんな不正のアクセス、あるいは利用、不正利用、まあ、そういったいろんな脅威がですね、ある意味でどんどん、どんどんこう進化して来ると、まあ、逆にそれに対する対応策も、まあ、進化あるいは変化をしているというのも事実でございますが、まあ、本町にもやはり重要な機密情報、いわゆる内部情報、それらと、それから一般の先ほどらいいっとります個人の情報だとか、まあ、税の情報もそうかも知れません。そういったものが、ええ、重要情動的にこう分離がされて、管理体制も個々に誰でもこうアクセス等ができないような状況になっているのか、そういったところについてお伺いします。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、先ほど申しました、邑南町のセキュリティポリシー上です、あのう、いろいろな制限をかけております。ええ、それシステムについてもそうですし、ええ、いろいろ、悪意ある、あのう、攻撃もございましてそれに対するもの、あるいは職員に対するものまで規定をしております。ええ、それで資産の件でございすけれども、ええ、邑南町の情報資産は機密性、安全性、および可用性によりそれぞれ分類しております。ええ、そのうちご質問の、機密性による情報資産の取り扱いは最も重要なものでございまして、その分類基準と取扱い制限につきましては、対策基準において機密文書に相当する機密性を、ああ、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産、直ちに一般に公表することを前提としてない情報資産がこれになります。それと、ええ、それ以外の情報資産の3つに分類しております。この内、秘密文書と分類される最も厳しい分類基準では、1つ目に私物パソコンでの作業の禁止、2つ目に必要以上の複製及び配付の禁止、3つ目に保管場所の制限と保管場所への必要以上の外部記録媒体等の持ち込みの禁止、4つ目に情報の送信、情報資産の運搬、提供等における暗号化、パスワード設定や鍵付きケースへの格納、5つ目に復元不可能な処理を施しての廃棄、6つ目に信頼のできるネットワーク回線の選択、7つ目に外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定、といった厳しい制限を、規定をしております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、まあ、今のポリシーそれから、ええ、私もちょっとあのう、総務省の方のホームページも見ましたが、確かに指導もしっかりされているというようなこともあります。ええ、本町もそういったものをしっかりと踏しゅうされているんだということが分かりましたが、ええ、まあ、先ほどの中で、あのう、廃棄処分というのがありました、まあ、このあたりもですね、今度のマイナンバー等々によって、例えば民間はシュレッダーの使用でなしに溶解廃棄と、溶かしてしまう廃棄というようなところまで求めているというようなこともございます。まあ、行政の方もおそらくそれに近いものが今後求められてくるんじゃないだろうかなと思われまますので、まあ、より一層の厳格な取り扱いを求めるところでございます。ええ、そうしますと、あのう、最後になってまいりましたが、ええ、3番目の大量の特定個人情報を含む、いわゆるマイナンバーですね、ええ、情報資産の漏えいは発生しないシステムとなっているかということでの質問ですが、ええ、まあ、ここでは、まあ、先ほどのセキュリティのポリシーの中でおそらく詳細にはうたってあるんだと思いますが、ええ、何点か、ええ、気になることを質問したいと思いますが、まずはアクセス等のいろんな基幹システムにしましても、ええ、アクセスの制限は先ほどの機密情報によれば、ええ、最高機密のおそらくレベル3ぐらいは、ええ、誰だれしかできないというようなことが決めてあるんじゃないだろうかなと思われまます、まあ、そういったことが、ええ、しっかりと構築されているのかということと、ほいから、まあ、そういったシステムの管理ですね、これには、まあ、ある程度の専門的な知識を有する人が必要じゃないだろうかなと思われまます、それは本町でやっているのか、それとも外部委託でやっているのか。ええ、それともう1点は、ええ、本町の庁舎とですね、公民館であるだとか、各支所、まあ、こういったところがネットワークでいろいろと配線がされていると思いますが、まあ、それらのネットワークあるいは個々での取り扱いの対応、まあ、このあたりから情報の漏えいにつながるような懸念はないか。ええ、それからまあ、当然にあのう、LGWANを使用していると思いますが、まあ、そういったラインからのですね、漏えいというものが発生するということはないか。それからまあ、先ほどの課長の回答の中で、まあ、庁内へのスマホであるとか携帯、個人のパソコン、あるいはUSB等の電子的な記録媒体の持ち込みや、禁止していると、まあ、いうことでございますが、ええ、まあ、持ち込みは禁止してあっても、ええ、持って入りたいというのが、まあ、我々の性かも知れませんが、たとえ持って入ったとして、仮にですね、ええ、基幹システム等々とライン等でシステムの結合ができるのか、このあたりについてお願いをいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、ご質問の件ですけれども、ええ、まあ、先ほど申し上げましたように、情報はいろいろ分類しております、重要度の高いものから低いものでまで、ええ、分類をかけております、ええ、ただ、あのう、重要な、あのう、町の業務の中でのネットワークですので、ええ、必ずアクセス権を与えております。特に、ええ、重要度の高いものにつきましては特に、あのう、細かくですね、そのアクセス権を設定しております。ええ、それからシステム管理につきましては、ええ、本町の職員がまあ、通常使用しております、あのう、業務用事務用パソコンですね、については、あのう、邑南ネットサーバーで管理をしておりますけれども、これにつきましては、本庁の課の職員が対応しておりますし、一部は、あのう、業者の方にもですね、お願いをして、あのう、点検等もしていただいておりますけれども、根本的には職員が対応しております。ええ、それと、ええ、基幹系につきましては、ええ、まあ、基幹系と併せまして、重要な、あのう、情報系につきましては、あのう、内部の処理はありませんで、ええ、この町の中にあります。庁舎の中にあります機器、それからあのう、機器から出てきた、あのう、ペーパーとかですね、あるいはその携わる人について、セキュリティポリシーはうちでかけておりますけれども、こっから出た配線から通したもとのシステムサーバーにつきましては、ええ、基幹系につきましては、ええ、邑智郡総合事務組合の方でやっておりますし、また国保につきましては国保連合会、それから後期高齢者につきましては、経由をして国保連合会というふうになっております、ええ、すべて単独の、あのう、回線を用いて、単独のパソコンで業務をしております、あのう、通常私どもが使っている事務用パソコンとは、ええ、接続をしておりますし、ええ、今後の、あのう、セキュリティポリシーの中でもその接続は、ええ、認めようとは思っておりません。ええ、それと、ええと、庁舎と公民館、あるいは支所とのネットワークの取り扱いですけれども、これはまあ、あのう、ご承知のように今の邑南ネットサーバーの中で、ええ、ネットワークを組んでおります、ええ、特に重要なものは、あのう、基幹系のものを持っておりますので、ええ、特に、ええ、一般的なその行政のネットワークの中でやっております。ええ、それから、ええ、L G W A Nからの漏えいはないかということで、これはL G W A Nそのものは、国、地方公共団体、まあ、県を経由して行くんですけども、全体の専用のネット回線を使って、ネット回線、あのう、専用の回線を使ってですね、やる、あのう、専用のシステムがございまして、これによる情報の漏えいはないと思っております。また重要な文書はそこに、取り扱いをされて、まだないとは思っております。現在、本町でこれを使っておりますのは、ええ、入札関係とかですね、ええ、電子申請関係等になっております、あとは県との文書のやり取り等になっております。ええ、それから最後のスマホ、パソコン、U S B、このへんの結合はどうかということなんですけれども、ええ、まずあのう、スマホなんですけれども、スマホ、携帯電話なんですけれども、基本的には接続は可能なんですけれども、ただ、

それで、あのう、受け取るものについては、あのう、写真だけしかできません。通常のファイルとかデータとかのやり取りはできなくなっております。制限かかっておりますのでこれできません。それからパソコンにつきましては、ええ、持ち込みは禁止しておりますけれども、仮に持って来られても、ええ、全体の中が、あのう、邑南ネットの中でやっていますので、それに介入はできません。ええ、それからUSBにつきましては、まあ、種々、あのう、業務上使っておりますけれども、ええ、これにつきましては、ええ、始めて使うUSBにつきましては、認証されてないということを言ってくるけれども、ええ、その後使えるようになります。ただ、USBを差した段階で、ええ、向こうのあのう、センターの方ですべて管理を、監視いたしますので、これにつきましても、もしもそれでよければという形で、自分が持っているデータを見られますよということで、あのう、よければ使ってくださいというふうになると思います。はい。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、まあ、これまでの課長の説明から、まあ、本町ではセキュリティ確保もされているというふうには伺いましたが、ええ、まあ、ここです、最高責任者と言われます、ええ、副町長さんの方で、ええ、まあ、まだまだマイナンバーについてはこれからも課題もたくさんあると思いますし、それからいわゆる情報システム、安全とはいえ、万全を期するためにはいろいろな人的な対応等々いろいろとあろうかと思えます。ええ、まあ、15.8%のグループに入っているとは思いますが、ええ、より高度な安全宣言的なコメントをいただければうれしゅうございます。

●桑野副町長(桑野修) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) ええ、大量の特定個人情報を含む情報資産の漏えいが発生しないか、ほんとに大丈夫であるかといったことについての町の姿勢といったものの質問かと思えますけれども、ええ、先ほどの課長の説明とも多少重複するところがあるかも知れませんが、お答えをさしていただきたいというふうに思います。特にまあ、基本的にですね、まあ、情報といったことに関しての思いとしては二つのことを思っております。一つは公開していい情報、そして絶対に非公開にしなければならない情報という二つの情報の考え方をしております、ええ、特に行政が持っておりますいろいろな情報で公開すべきものは、正確に、確実に、確認をした上で、早く、なるべく積極的にその公開をしていくべきだという基本的な考え方が一つあります。そして、非公開、これはまあ、個人情報を含むものも全部でありますけれども、公開できないもの、これについては絶対に秘密を守って行かなければならないというふうな考え方でもありますけれども、ええ、そういうところで、ええ、特に今回のマイナンバーも含めて、先ほど課長も説明を、あのう、触れてはおりますけれども、あのう、この邑南町の、邑智郡の3町は同じ

方法でやっております、邑智郡の事務組合がデータ管理、すべてのものを管理を行っております、ええ、それで役場と事務組合とは一般の方が使われる回線とは全く別な、閉鎖された内部の回線と、あのう、専用回線で結ばれております、外部の接点というものはないということ。先ほど申しましたけれども、それとそのう、データというものがすべて向こうに管理されとるということで、例えばうちの邑南町の町民課にあります住民情報を検索したり、情報発行したりする事務の機械というのは、単なる端末であります。ですから、この端末をどっかに持って行ったとしても、その中にはデータがなくて、その漏えいする、大量の発生がおきるということはないものだというふうに私は考えておるところでございます。まあ、そして、それぞれのその情報を扱う端末にはパスワード設定がありまして、あのう、私もその住基情報を見ようと思ってもパスワードが私にはありません。担当者の者しかその端末を動かすことができませんので、そういうふうな二重三重の管理の元にそのシステムが運用されているといことを、まあ、ご理解いただきたいというふうに思います。あのう、それから役場の職員が通常ネットに、回線につながっているパソコンを業務でそれぞれ使っておるわけでありまして、これにつきましてもウイルス対策、これは常に最新のものに更新をするといった対応もとおるところでございますし、ええ、メール等で外部に出て行く場合、入ってくる場合、その情報管理課の管理しておりますサーバーのところにもファイアウォールと言ってそういうものを、ウイルスの入るを防ぐ装置もつけております、まあ、できるだけものは完備しているというふうに思っております。とは言いましてもこの先ほど言われましたように、USBであるとかいろんな危機がございますので、まあ、そういったことも含めて、人が扱うものでありますので、ええ、職員の情報管理に関する認識というものは常に高めておかなければならない、不正があってはならないというふうに思っております。そういうことで、ええ、年に何回かは、あのう、セキュリティポリシーの研修会といったものも、職員を集めてやっておりますし、ええ、最近ではですね、あのう、8月の、まあ、毎月1回職員を集めての朝礼ということを行うわけでありまして、8月の最初の朝礼のときにはそういった情報管理に関する訓示と言いますか、そのう、言ったことに関しての訓示を行ったばかりであります。これは全職員に、そのう、来られなかった職員にもすべてメールと言いますか、サイボウズというもので全員に、あのう、周知をして徹底を図ったところでありまして。以上でございます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、あのう、たいへんありがとうございました。より一層安心感を持ってこの質問が終えると思っております。ええ、最後になりますが、まあ、先ほど来、ええ、話しておりますこのマイナンバー法の改正、まあ、これは一つにはあのう、個人情報がある程度活用できる、これまでの個人情報保護法っていうのはがんじがらめ

に縛ってあったのが、ある程度は利用するというのも一つの目的になっていると、まあ、いうふうに言われております。まあ、そういったところで逆に今度はそういったことであるんなら、ええ、情報がもれやすいんじゃないかというような懸念も随所にあるところですので、まあ、今回、ええ、あえてこのような質問をさせていただいたところでございます。ええ、繰り返しになりますが、やはり、ええ、先ほどから聞いておりますとシステム的にはもう私どもの素人からは完璧のように受け止めますが、やはり漏えいっていうのは人的なミス、うっかりとかですね、あるいは無知とか、そういったところで起きることも多々ございますので、ええ、先ほど来のようなポリシーの研修、手順等々については繰り返し実施をしていただいて、本町からこういった事故がないということを取り組んでいただくことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時30分といたします。

——午後 2時10分休憩——

——午後 2時30分再開——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして通告順位第6号、大屋議員登壇をお願いします。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 8番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 大屋光宏です。昨日16日から21日までは老人週間ということだそうです。あのう、この関連のニュースが出ますと、必ず最後には、あのう、県内で最高齢の方っていうのは邑南町在住の方ですっていう、あのう、報道がなされております。あのう、うらやましいことですし、おめでたいことですし、毎回邑南町という名前が出ることで、まあ、たいへんありがたいことだと思っております。今年県内で100歳を超える方っていうのは、あのう、100歳を迎える方っていうのは300人を超えるそうです。あのう、医療福祉の充実もあると思いますが、あのう、水道、下水始め生活環境、衛生環境の整備っていうのも大きな役割を果たしていることと思います。ということで、今回は、あのう、水道事業について質問をしたいと思っております。あのう、水道につきましては、あのう、水がきれいである安全かという議論は、あのう、まあ、当然安全なもん供給するように努力されていると思いますので置いときまして、あの、安定した供給ができていないか、さらに経営自体は安定して、経営が続いていけるかというところまで、踏み込んでいければと思っておりますのでよろしくをお願いします。と、まず、あのう、水道の安定供給について質問をしたいと思っております。なかなかあのう、安定供給されてますっていう、アピールする数字をこういうのを示していただきたいのが分かりませんので、あのう、まずはあのう、簡単、まあ、分かりやすい部分で、過去5年

間断水事故なり、えと、漏水事故等のそういう事故が発生があるかないかっていうのを示していただいて、その水道事業として安定供給できているんだよってというアピールできるような指標があれば、それを示していただければと思います。で、併せまして、あのう、水道事業ってというのは、あのう、町の職員さんになっていただいておりますが、基本的には、あのう、技能職、技術の積み重ねなんだと思います。あのう、水道業務に従事するための資格等があるのか、で、今後その知識や技能の蓄積をどのようにしていかれるのか。で、併せまして最終的にあのう、簡易水道ってというのは公営企業法の適用に今後なるんだと思います。あのう、企業会計等になった場合、そういう職員さんの身分ってというのは変わるのか、変わらないのかまで含めまして、答弁をお願いします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 番外

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) はい、まずあのう、本町の簡易水道、まあ、現在簡易水道でございますが、簡易水道の水源は、羽須美地区に4箇所、瑞穂地区に8箇所、石見地区に8箇所を確保いたしましたして、安定供給に努めておるところでございます。ええ、過去5年間の水道事故でございますが、断水に関しましては漏水修理のための一時的工事断水や水道管移転工事等による工事断水を除いては、平成24年2月の寒波により橋梁添架管の凍結による数件の断水、本年5月に市木地区において水道工事以外の工事による水道管破損による断水事故がありましたが、早急に修繕対応し、長時間の断水に至らないよう努めてまいりました。また、8.24豪雨災害の折には、瑞穂地区で配水管破損により13戸、石見地区では配水管の破損や浄水場への土砂流入等で48戸が断水しましたが、早期復旧に努めたところです。漏水による陥没事故における事例は承知をしております。給水制限につきましても、節水のお願いをさせていただいたことはありますが、給水制限まで至った事例はありません。水道の安定供給に係る指標でございますが、平成21年に策定いたしました邑南町水道ビジョンにおいて安心、安定、持続、環境、管理等に各種指標を設けて評価をしております。これは水道事業ガイドライン業務指標と申します。安定供給の指標の中で、給水人口1人あたり貯留飲料水量、それから配水池貯留能力、こういったあのう、指標がございます。まず、給水人口1人あたり、貯留飲料水量は地震などの災害時の飲料水確保の指標でございます。ええ、ビジョン策定時の平成20年度数値は本町が275リッター、1人あたり。ええ、それに対しまして全国の公表事業体の平均値は1人あたり155リッターでした。これを最近の平成26年度数値で見ますと、1人あたり、300リッターとなっております。それから配水池貯留能力ですが、これは給水に対する安全性、災害事故等に対する危機対応性を示す指標でございます。ええ、指標の基準といたしましては、0.5日以上必要でございます。これが平成19年度の値で本町は1.34、そして最近平成26年度数値をみ、ええ、算定いたしますと、1.40日となっております。こうしたふうに、ええ、配

水水量を確保し安定供給ができていると考えております。次に水道業務に従事する職員に必要な資格でございますけれども、これは水道法に定められておまして、水道の布設工事の技術上の管理業務を行う布設工事監督者の資格、ええ、水の、あ、水道の管理について技術上の業務を行う水道技術管理者の資格がございます。いずれの資格も学校教育法による学校を卒業した後の実務経験年数、もしくは試験、講習を受けることで資格を取得いたします。こうした、あのう、資格をもつ職員の確保でございますが、配置された職員の実務経験を積み重ねるとともに講習等を受講することで、資格を取得した職員を今後とも確保していきたいと考えております。地方公営企業法が適用となった場合には、水道事業は町長部局から独立した組織として運営がなされることとなります。地方公営企業法が適用となった場合の職員の身分でございますが、現在の一般行政職員とは違い、企業職員として地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受けることになり、地方公務員法の一部は適用が除外され、労働基準法の適用がなされるため、民間企業に近い身分となることになり、より独立性が確保されたものとなります。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、水自体はあのう、安定的に供給されているし事故も少ないし、あのう、供給能力も十分あるということだったんだと思います。で、職員につきましては、あのう、実務経験を積みながら、講習等受けながらっていうことだったのですが、ちなみにあのう、実務経験っていうのは、その以前もなんか条例改正で議会に出てきたと思うんです。あのう、大学等そういう専門の大学を出れば、すぐか短期間で資格が取れて、全くそうでない方は実務経験を積みながらっていうことでやるんだと思います。あのう、町の職員の方については、えと、全く経験がないということで実務経験を積んで、資格を取るのがいう、しかない、方法が基本的にはないと思うんですが、その実務経験というのはどの程度かちょっと教えてください。

●朝田水道課長(朝田誠司) 番外

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) はい、ええ、まずあのう、布設工事監督者の資格でございます。ええ、実務経験は、これはあのう、学校教育法の、あのう、大学、この種類によって、学校教育法の学校の種類によって実務経験年数は変わってきます。まず、大学の土木工学科もしくはこれに相当する課程において、衛生工学もしくは水道工学に関する学科目をおさめて卒業したのち、の場合は、ええ、実務経験は2年以上でございます。それから大学の土木工学またはこれに相当する課程において卒業した場合には、3年以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験ということになります。それから短期大学、それから高等専門学校、こうした学校におきまして、ええ、土木科またはこれに相当する課程を納めて卒業した者は5年以上。中学校等によりますと、ええ、7年以上。それ

からあのを、それ以外ですと、10年間、10年以上の実務経験が必要ということになっております。ええ、これにつきましては、今はあのを、上水道の基準で申しました。簡易水道になりますと、これの2分の1の年数になります。それから水道技術管理者の資格でございますけれども、これも、ええ、同じように、ええ、学校の種類によって経験年数が変わります。ええと、まず一つが、ええ、土木工学以外の工学、まあ、これらに相当する学科を修めたものについては4年以上。それから短大等につきましては6年以上。それから高校等につきましては8年以上というふうになってございます。ええ、それ以外の学校以外のものですと、ええ、10年以上の従事経験というふうになっております。これにつきましても、簡易水道につきましては、年数は2分の1となります。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、何もなくて高校だけを出て、もしくはまあ、大学も土木以外のものを出てる場合は、最大でも10年とか、8年とかいう長い期間が必要なんだと思います。で、簡易水道はその半分ということで、4年、5年、これが今後公営企業法の適用になればみんな同じ、そのう、10年とか8年になるということでもいいですか。

●朝田水道課長(朝田誠司) 番外

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) ええ、先ほど申しましたように、あのを、学校の種類によって、あのを、どの学校卒業先によって経験年数の、が変わりますけれども、例えば大学の文系を出た場合で、ご説明申し上げますと、布設工事監督者は、ええ、現在、本町の条例におきましては、卒業後1年6カ月の実務経験。ええ、水道技術管理者、につきましては、卒業後2年6カ月以上の実務経験。で、これが上水道に移行した場合の、ええ、経験年数でございますけれども、ええ、布設工事監督者は3年、水道技術管理者は4年の実務経験でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのを、まあ、今後簡易水道が公営企業法の適用になれば、えと、文系の大学を出た場合、えと3年なり、4年が必要ってということだと思えます。で、まあ、ここはあのを、矢上高校の卒業生の動きを見ましても、なかなか理系、土木系に進む方は少ないです。まあ、町の職員の採用の実績を見ましても、その理系を出た方、そういう勉強をしてきた方ってというのは少ないんだと思えます。どうしても、そのう、水道業務に従事しながら資格を取ってもらって、有資格者になって、その、プラスその技能も見につけていただくっていうのが今の現状だと思えます。あのを、まあ、安定供給の一つは、あのを、人によるものが大きいんだと思えます。で、町の職員が、あのを、年々減っていく中で、まあ、200人ちょっとで安定してますけど、それぞれの業務が

専門的になる中で、あのう、水道課にどれだけの人を割り当てて、いかに維持していくかっていうのは、経験を積ますかっていうことは今後の大きな課題なんだと思います。それをどうこういうことはないです、一つずつ課題を洗い出したいということで、順番に進んでいきます。で、もう一つ、あのう、次にあのう、まあ、水道が効率的かどうかという中で、一番僕らが分かりやすいのは有収率っていう数字だと思います。あのう、供給した水のうち、いくら料金を回収したか。要は有収率が7割であれば、残りの3割はどこに行ったかということ、漏水って、漏れたってということなんだと思います。あのう、有収率が高ければ高いほど漏水がなくて、供給した水は全部使ってもらって料金として回収している。漏水があるかないかっていうことで一番分かりやすいんですが、あのう、ええと、監査委員さんの決算の報告書の中にも有収率がたぶん以前7割だったのが、74%になって、4割改善しましたよってということだと思います。委員会でも資料を提出していただいたことがありまして、現実的にはあのう、いろんな、あのう、町内に施設がありますが、全部が平均して同じでなくて、高いとこと低いとこの差も大きいんだと思います。えと、邑南町における有収率の現状と、まあ、100%っていうのは無理かも知れませんが、あのう、簡易水道として、邑南町の現況として、目標とする数字、理想とする有収率はどの程度か、またその向上率、あのう、向上対策っていうことについて質問をします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) ええ、本町の有収率でございますけれども、平成26年度では74.5%となっております。総務省の地方公営企業年鑑によりますと全国の水道事業の平成25年度の有収率は92%となっております。本町の有収率が低いことが分かります。理想とする有収率ですが、厚生労働省の水道ビジョンでは、有効率を大規模事業98%以上、中小規模事業95%以上としておりまして、これがまあ、目標数値とも言えるわけでございますけれども、本町の数値はこの中小規模事業95%とは大きくかい離しているところでございます。有収率が低いということは、漏水、メータの不感、消防用水等いくつかの要因が考えられるところでございますけれども、漏水、メータ不感等による場合は、施設効率が高くても収益につながりませんことから、有収率の向上対策を講ずる必要がございます。有収率の向上対策ですが、特に漏水防止対策が重要でございます。漏水の早期発見のための日常監視として、遠隔監視システムによる流量ゲータ等の監視、専門業者による管路診断調査、職員の現場調査などにより、漏水が発見された場合は指定給水工事事業者との連携により早急に漏水修理を行ってございます。また、これまでも年次的に、老朽管路の更新工事を行いまして、漏水対策を進めているところでございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、理想が95%で、現実には75%弱っていることで、まあ、2割分漏れてもつたいないってことなんだと思います。で、あのう、昨年度末の3月議会でも、あのう、水道関係では電気代の補正が出ました。あのう、たぶん漏水等があつて、その、まあ、要は無駄にポンプアップしたりして、電気代がかさみましたということでした。あと、対策は急ぐ必要があるんですが、あの、全国的にあの、平均数値は高いですが、あの大規模な都市の上水道は97~8%だと思います。あのう、地方の、あのう、山間部の町村の簡易水道っていうのは7割、8割で非常に低いです。その管理が悪いのか、何らかの特徴的な部分があるのか、そのあたりというのはどういう分析なり、判断があるのでしょうか。

●朝田水道課長(朝田誠司) 番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) はい、議員おっしゃられますとおり、あのう、上水道については有収率が高く、あのう、簡易水道等小規模水道におきましては、有収率が低いと、いった傾向が全国的に見られます。ええ、これについての要因ですけれども、なかなか、あのう、要因としてつかみがたいところはあるかも知れませんが、考えられますのは、あのう、漏水した水量がですね、あのう、要は小規模な水道事業ですと、ウエイトが高い、そういったことが一つの要因ではないかというふうにも考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) と、有収率が低い部分のうち、あのう、今原因の一つを挙げられました。もう少しこう踏み込みたいと思うんですが、あのう、1番最初に、あのう、町の水道が安定してるかどうかというので、いろんな指標を出していただきました。で、全国的にも水道ビジョンを作ったり、いろいろする中で、あのう、最近の邑南町の傾向をもう少し教えてほしいんですけど、例えばあのう、1日あたりの最大、まあ、時間あたりの最大使用率が急激に、まあ、以前より増えているか、減っているとか、あのう、全体の使用料は減ってるけど、やっぱり時間あたりなり、そのどっかにピークが変わってくるというところに対する供給も●しま、なきやいけないので、単純にこう、えと、供給能力を落とすわけにもいかないんだと思います。あのう、まあ、負荷率とか、そういう数字もあるんだと思いますが、そのう、町としてその簡易水道の今の最近の特徴的な部分、水道の負荷であるだとか、供給の時間当たりの供給が増えているとか、年間あたりの変動が大きい、まあ、1日あたりの変動とかいうのかも知れません。そのへんのこう、ちょっと主立った傾向があるかどうかをまず教えてください。

(.....)

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 質問続けてますんで、何か調べてもらって分かればいいんですけど、あのう、極端に言いますと、あのう、都市部では施設も大規模ですし、需要量も大きいので、もう、そのう、分単位で水圧を変化させるそうです。あのう、1日おんなじ水圧をかけてなくて、使う時間が多ければたくさん水圧かける、夜間の使う時間が、あのう、量が少ない時は水圧を落とす、そうするとどうせ、当然漏水箇所があっても、漏水する量は変わりますんで、あのう、有収率っていうのは高くなってくる。で、まあ、邑南町のように規模が小さいところっていうのは、常に一定の圧をかけなきゃいけないので、夜間の使わない時期も一定の圧がかかっていますんで、当然漏水も多いんだと思います。じゃあ全体を下げればいいかって言うと、日中、例えば1箇所にみんなが集まってこう出勤とか、仕事の関係で、こう、地区によっては使用量がすごく多ければ水圧を落とすこともできないんだと思います。そういうやっぱりあのう、その簡易水道の、規模が小さいとこの特徴的なものがあるんだと思います。それが故に、有収率が上げれない、あのう、漏水が原因ではあるけれど、漏水量を落とすことができない原因なんだと思います。だからその全国平均は95%だけど、こういう特徴から見れば、漏水とかできることをしても、邑南町の規模は85%ぐらいがもう精一杯なんだよっていうこともあるんかも知れない。だからまあ、質問としては理想とする有収率は、ってとこを挙げてるわけです。そのただ、単に漏水が多いからっていうことでは、あのう、なかなか皆さん理解していただけないし、じゃあ直せよということになるんだと思います。それがそっくり料金に反映されては困るよということなんだけど、やむを得ないというか、あれば少し述べてもらえればと思います。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) ええ、最近の、あのう、邑南町簡易水道の、ええ、傾向でございませけれども、1日最大給水量が平成21年度で6015立米、22年度が6866立米、23年度が6813立米、24年度が6018立米、25年度が6018立米、26年度が5154立米となっております。で、議員ご指摘のとおり、ええ、邑南町のように中山間地域にございます、あのう、水道につきましては、確かにあのう、都市部でのように調整は非常に難しゅうございます。あのう、どうしてもあのう、配水池へ向けてのポンプアップ、それからあと地形によってのポンプアップ等で、圧を十分に供給してやる必要もございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、世の中では数字だけが一人歩きしまして、有収率だけっていうのは結構出回る数字です。あのう、それぞれの事情をきちっと説明していかない

と、まあ、僕が国の人であれば、当然簡易水道は有収率が低くて不効率だ。上水道は有収率が高くて効率的だ。じゃあ、あのう、簡易水道も、えと、公営企業法を適用して、上水道並みのことをすべきだって当然思うわけですよ。だけど、えと、公営企業法の適用になったとしても、できない部分っていうのはきちっとあのう、地域の特徴、あのう、人口の動態、水の使い方っていうことをきちっと説明しないと、この有収率っていうのは絶対に、邑南町の規模では9割を超えるっていうのはむしろかしいんだと思います。だからできる範囲はこうですよっていうのを示していかないと、のちのちの、あのう、後の質問にもありますが、経営っていう話になったときに、正しい理解というのはしてもらえないんだと思います。で、あのう、最後にあのう、水道の質問の最後ですが、あのう、えと、さっきの決算のときにもありました。単純に考えると給水人口が減れば、えと、まあ、料金収入が減るから最終的には値上げをしなきゃいけないんじゃないか、分かり切っとるんであれば、統廃合を進めて、もっと施設の統廃合を進めて、効率的にすべきじゃあないかっていう意見もありました。あのう、どう見たって人口は減ってきます。あのう、ビジョンとして1万人あるのは分かっていますが、ここ数年でも減ってきます。で、高齢化の進行もします。あのう、若い人と世代が違えば水を使う量も少ない、あのう、違うと思います。またあのう、トイレ、洗濯機等の節水技術、あのう、食洗器っていうのもすごいです。それらをいれるともものすごい水の使う量って減ります。びっくりするぐらい変わります。で、これらはあのう、水道経営にとってはすべてマイナス要因なんだと思います。で、今後その水道経営っていうのはどう見ても厳しさを増すんじゃないかと思うんですけど、今後のその町としての水道経営の方向性について何らかの考えがあれば示していただければと思います。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) ええ、あのう、水道でございませけれども、これはあのう、町民の方々の生活や社会活動を支えるインフラといたしまして、ライフラインとしての機能を維持しまして、安全な水を安定してお届けする役割というものがございませ。こうしたなか、確かにあのう、少子高齢化に伴う人口減少による給水人口の減少や節水型機器の普及による給水量の減少等により、水道の料金収入は伸び悩んでいるところでございませ。また、ええ、今後、施設設備の老朽化への対応などの課題を見据えた維持管理、運営を図っていく必要がございませ。本町の水道事業でございませが、現在は簡易水道事業として運営しておりますが、平成29年度からは上水道事業として公営企業会計により運営していく必要がございませ、事業に必要な経費は水道料金収入を主の財源とした独立採算を原則とした事業運営を行っていく必要がございませ。このため、経営基盤の強化を図っていくことが求められるわけですが、公営企業として運営していくための組織体制、施設の維持管理体制、運営財源の確保等を含め、現在検討を

進めているところでございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、なかなか水道課が主体的にこう規模を縮小していくってことはできないんだと思います。町としては人口で言えば1万人っていうビジョンを掲げてます。えと、議会からはいつもあのう、企業誘致をしてくれっていう話も出ます。企業、その企業誘致、産業振興、農業振興、商工業振興、きちっと図っていくっていう中で、水道課が、いや、それはうそでしょっていうことで、規模を縮小していくってのは難しいですし、現実的には、あのう、先ほど言ったように水道の安定性っていうことで、1日の変動幅もある、災害時の対応もあるっていうことで、なかなか難しいんだと思います。あのう、きちとした情報なりを出していかないとどうしても見方すると人口が減るんだから規模を小さくしなさい、なるんだと思います。ただ、いろいろなリスク管理から考えればなんとか今の状況を維持するのが一番いいでしょうし、えと、もう一つは、あのう、能力を小さくする、あのう、ポンプアップするポンプを小さくするとかいう方法もあるんだと思いますが、そういうのもいろんな指標をみないと、万が一のリスクを考えると難しいんだと思ってます。あのう、まあ、その水道課が、えと、今後あのう、水道料金を主体に、経営をしていくってことであれば、まあ、なかなか大変な話なんだと思います。そのう、前回の一般質問の時に、あのう、地方創生で結果重視ですよ、責任はちゃんととってくださいじゃあないですけど、結果を出しましょうって話をしたのは、それぞれの課がきちとして施策をしないと、最終的に人口が減る、人口が減った責任は水道課がみなさんごめんなさいって言って、料金を上げさしてくださいってお願いをする、で、住民はその料金を、高くなったのを負担しなきゃいけない。元を正すと、あのう、商工業の振興だとか農業振興にあんだけお金をかけるんだったら、あんなん止めて、水道にお金かけてくれりゃあよかったのにというふうになるんだと思います。それぞれがきちとことをしなければ、最終的なしわ寄せは水道にくるのかなあとと思ってます。あのう、なかなか水道課に対して、こう注目を浴びることはなかったんだと思います。当たり前にかう水道をひねって水が出るのが当たり前であって、おそらく事故をしない限り、質問はされないと思います。あと、議会、あのう、議会なり、議員にしても与えられた情報なり、ニュースから見れば厳しくなるんだから早く手を打ってよって言われるけど、先に手を打つことができないのも水道課の現状なんだと思います。あのう、えと、21年に水道ビジョンを作られております。細かい数字もかなり変わって来ると思うんですけど、これをあのう、まあ、予算をかけて見直すっていうと、また予算っていう話になるんですが、あのう、分かる範囲の数字を見直すなり、最新のものにするなりしながら、少しずつでも議会なり、町民に情報を出していけばと思うんですが、その水道ビジョンを見直すなり、そういう作業っていうのは、えと、まあ、制

度的にあるのか、なければこう水道課として情報提供としてやってくれば良いと思うんですが、そのへんの考えを最後に聞かしてください。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長

●朝田水道課長(朝田誠司) ええ、邑南町、ええ、水道ビジョンは平成21年度に策定いたしました、21年に策定いたしまして、平成21年度から平成30年度までの計画期間としております。ええ、計画期間の中間点を過ぎた現在、ええ、再度数値をフォローアップすることにより、指標を検証いたしまして、現在の状況を把握して今後の水道経営に活かしてまいりたいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、水道課が水道経営活かすだけじゃなくて、議会なり町民にも出していただいて、みんなでそのう、もうちょっと注目を浴びればなあと思います。あのう、決算のときにも少し話をしましたけど、水道料金にしても、えと、不納欠損というか、債権を放棄する仕組みがなくて、職員さんはいつもでも追いかけていなければならない、あのう、税務課の方が法律に基づいて、えと、不納欠損ができて税務課が不納欠損した相手に対しても今はしなきゃいけない仕組みが残ってます。そういうのもなかなかそのう、誰かが言わなければもう少し水道の話をしなければ、お互いに共有できない問題なのかも知れません。あのう、まあ、底辺っていう言い方は、あのう、基礎の部分で建設なり水道なり、こうきちっとされていなければならない部分で、まあ、下からは上がよく見えるけど、上からはそういう部分って見にくい部分があります。あのう、皆さんでもう少し、あのう、直接最終的には料金として反映される、あのう、国保は負担が大きいつて言われるけど、税金とか国保っていうのはそれぞれの能力に応じて払うもんだけど、水道っていうのは所得関係なく、使った分に対して払うものです。負担はそれぞれ、あのう、所得に関係なくあるものですんで、あのう、できるだけ安い料金で、今の状況なりを維持できるように、皆さんで努力していただければと思います。で、続きまして、あと2点、まあ、気になる点なり、あのう、自分が質問受けるんですけど、自分のことばで上手にしゃべれない部分について質問します。まず、あのう、町営住宅につきまして、最近あのう、まあ、結婚したいんだけど、まあ、家がないから町営住宅に入りたい。だけど、あのう、ホームページとか見れば所得制限っていうのがあったりして、それにひかかるし、なかなか入れないんだけどっていう話を聞きます。あのう、過去に比べて何らかのこう条件が変わってきたのか、あのう、地域の給与水準っていうのは大きく変わってないと思うんですけど、最近まあ、そういう話を聞くことが増えたっていうのは、なんらかの事情があるのか、そのへんを教えてください。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) 以前に比べ入居が難しくなった理由の一つとして、考えられるのは、平成21年に公営住宅法が改正されまして、入居資格である所得の上限が月額20万円から15万8千円に引き下げられました。これは公営住宅の入居収入基準が、平成8年に20万円に設定されてから、10年以上見直しされていませんでした。その間世帯所得の減少や高齢者世帯の増加などにより、入居基準の20万円では中堅所得者層まで入居可能となっていました。本来公営住宅は低額所得者の対象としているため、入居基準を引き下げ、低額所得者の住宅困窮者に対して、公正的確に供給するため、国土交通省において21年に15万8千円に見直しをされたものでございます。この理由以外に、ええと、特に税制改正で22年に、所得税で特定扶養控除がある、厳格改正されていましたが、この特定扶養控除の改正というか、そのものは住宅控除にはありませんで、考えられるのは、入居基準の改正のみです。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、所得制限が以前と変わったってということで、あのう、まあ、昔は入りやすかったけど、今はあのう、まあ、地域の給与水準が上がってるわけじゃないけど、その点では入りにくいんだと思います。ただもう1点は気になるのは、あのう、ホームページ等を見ますと、所得が15万8千円を超えない方ってなっております。その所得っていうのは、あのう、普通に考えると、まあ、若い人に、僕らもそうですけど、もらっとるお金が所得なのかどういいうお金っていうのは、課税の対象の金額とか、全部違うと思います。と、結婚して夫婦二人であればどう考えても15万8千円以上、共働きでは手元に入るんだと思います。その手元に入るお金が15万8千を超えとると、皆さんまあ、自分は無理だわなあって、もうホームページを見た時点で思うんですけど、その手元に入るお金が15万8千円がいいのか、違う計算があるのかっていう部分に説明をお願いしたいと思います。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、所得制限の算出についてのお尋ねでございます。住宅入居の際の所得の計算方法は、入居しようとする世帯員全員の年間総所得金額から公営住宅制度上の総控除額を引いて、その額を12で割って得た、1カ月あたりの金額で算出いたします。この額が基準額を下回っていれば所得制限はクリアしたことになります。注意いただきたいのは、給与所得者の場合、毎月受領される給与の総計から税法上の経費を控除した額が所得となります。粗収入から経費分を差し引いた所得額で所得制限を確認いたしますので、収入とお間違えないようお願いいたします。また、町営住宅に

は低額所得者用住宅と中堅者用の住宅がございます。それぞれ家賃や所得制限も異なっておりますので、入居を希望される方は空き家情報や所得計算の方法などホームページにも掲載しておりますし、直接各支所、本所、住宅係までお問い合わせ頂ければ入居可能な住宅についてのご相談を承ることができると思います。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、ホームページがもう少し丁寧になったらなあと思ったりしましたら、最近のあのう、町営住宅の空き情報っていう中には15万8千円です、あのう、下に記入例か、あのう、えと計算例ということで、えと、別ページにアクセスできて具体的な計算例が実は出ておりました。先を越されたなあと思ったんですけど、あのう、分かりやすく、まあ、具体的に僕がいうことはないかも知れませんが、あのう、えと、まあ、直接あのう、事業主さんからいただく給料が夫婦二人で350万以下であれば、オッケーということなんだと思います。で、下の方に同居の理由が婚姻で、あのう、結婚であれば、月の所得が15万8千円以内から21万4千円に変わりますよっていうことで、えと、新婚、まあ、結婚が理由の場合は430万円までいいということなんだと思います。あのう、なかなか難しい話ですんで、まあ、自分で判断せずに相談してくださいっていうことだと思いますし、ただ、まあ、若い人たちは忙しいですし、ホームページとかから情報を得た中で判断されますんで、そういう部分でもう少し分かりやすくしてあげればと思います。で、一つまあ、最終的に気になるのは、まあ、中堅所得の方は入れないよっていうことになったんだと思います。あのう、所得制限変わったことによって。ただ、町内はあのう、民間の賃貸住宅っていうのも非常に少ないのも現状だと思います。そうすると、住むところがなければ、町外に行くよっていう話も聞きます。あのう、まあ、邑南町としたら、それだけは避けたいんだと思います。ただ、そうすると町営住宅に入る制限を緩和してくれか、特例してくれってお願いするのが正しいのか、それをしすぎちゃうと今度は民間住宅っていうのが建たないんだと思います。その非常にそのバランスっていうのは難しいんですが、あのう、まあ、婚姻ケース事態が、えと、邑南町の場合年間30件程度、大きく変わってるわけじゃないんだと思います。ただ今後いろんな施策をしていくと、増えてくるのかも知れない。で、そういう中では町として、そのあたりのバランス、どのようにとっていかうという考えがあるのか、まあ、中間層っていうのは入れないよっていうことになれば、そういう人たちが住むところがなければ、町外に行く、それは避けたいけど、そのへんはどのような考えがあるか教えてください。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええと、公営住宅の所得制限のことについてでございますけ

ども、ええ、公営住宅は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって、不可欠な基盤であることにかんがみ、ええ、公営住宅は低額所得者、被災者、子どもを育成する家庭、その他住居、住宅の確保に特に配慮する者の、居住の安定の確保が図れることを旨として行わなければならないというふうに規定がございまして、ええ、公営住宅の所得基準をいたずらに上下させることは難しい部分だと持っております。で、長期的に、ええ、あのう、この需給のバランスが壊れた場合ですね、ええ、公営住宅が空き家のままになっている一方で、中堅所得者が居住のように供する住宅が不足状態にあるなど特別な理由があった場合は、公営住宅を中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅として、見なすことができるというような規定がございまして。これはあのう、公営住宅が長期的に空き家になった場合、その不合理的を解消するための特例の手段でございまして、今現在邑南町では空き家、長期的な空き家ほとんどございませぬし、ええ、こういった手続きをする必要が今のところはないのかなというふうに思っております。以上でございます。

●**原定住促進課長(原修)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 原定住促進課長。

●**原定住企画課長(原修)** 定住を進める上で住居問題をどう考えるか、こうした町営住宅が不足している中、どう考えるかというご質問でございましたが、平成22年から始めております、ええと賃貸住宅の補助事業であるとか、最近ではあのう、確かに民間の力をお借りしようということで町の補助金も上乘せして民間賃貸住宅建設補助事業というのに取り組んで、ええと具体的な数字は平成22年から、ええ、戸数でいうと、はい、そういった事業に取り組んで住宅確保に取り組んでおるところです。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、最終的には住むところがなくて町外に行くよっていうことだけは避けたい、避けてほしいと思います。あのう、それを、えと、町営住宅で賄っていくのか、民間の力を借りていくっていうのかっていうのは情報収集しながら、まあ、うまくバランスをとってやっていただければと思います。えと、もう1点、あのう、住宅の話をしたいと思うんですが、今はUターン、Iターンということでいろんなフェアをしながら、促進をしてそういう方に対してはいろんな支援をしております。ただ、あのう、たまたま転勤なりで邑南町に来て、来られた方。で、最終的に3年なり、5年なり経って移動するときにはやっぱり邑南町がいいからここに家を構えたいと思った方っていうのは、実は何の支援もないんだと思います。えと、Uターンで、すれば支援がある、Iターンでそういう施策に乗ってくれば支援がある、なのにたまたま来て、ああ、いいなあって、住もうと思ったときには何の支援もない、っていうのはいかなものかなあと思うんですが、その点についての考えを教えてください。

●**原定住促進課長(原修)** 番外、

●議長(辰田直久) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) お尋ねの町内に居住後に数年経った方々の住宅確保問題についてはこの移住者だけでなく、町民全体の住宅確保問題としても考えられるべきものと考えますが、思われますが、ええ、空き家改修事業の対象者が、現行の移住後3年までに、という規定に関しては、法的な根拠があるわけでもありません。ええ、種々意見もありますので、議員おっしゃるように、そのう、そういった意見が多数であれば、そのう、3年という規定を5年にするという変更も可能であるとは考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、確かに何らかのことで来られて、転勤とかいうと3年なり、5年が単位ですんで、その時に考えた時にはもう3年が経過して対象外っていうのはしかたないともあったんだと思います。あのう、根本的な問題として、あのう、定住対策で、まあ、Uターン、Iターンは進めています。じゃああのう、高校の先生であるとか、中学校であるとか、そういう形で、転勤で来られた方っていうのは、ここに住んでもらおうっていう対象として何らかのアクションを起こす必要があるのか、ないのか。そういう方々はもういいよ、ただ来て、何年か経つと行っちゃうだけの通過する人と見なすのか、只今はあのう、まあ、高校も残しましょうということで、そういうことで先生も来られています。で、例えば邑智病院でも広く職員さんは来られて、職員住宅に住むんだと思います。そこで結婚とかなんかして、家を持とう、まあ、ここ、家族で来てここいいなあと思った時に、その住んでもらおうという定住対策のもっとこう、ここに住んでもらおう、最終的には根付いてもらおうという対象には、そういう転勤族の方はなるのか、ならないのか。町としてそのへんの方をどのように考えているかを教えてください。

●原定住促進課長(原修) 番外、

●議長(辰田直久) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) たまたま転勤等でこの町に来られた方の定住というのはもちろん願ってはおりますけれども、そうしたための策というのは、やはり今日本一の子育て村構想であるとか、A級グルメ立町であるとか、この町の良さを、そのう、住んでいらっしゃる間にアピールしているわけでありますから、それを感じてその方がこの町に住み続けようと思っていただければそれはありがたいことだと感じております。そのために住宅確保策だけを突出して考えるわけではないですので、そういった町の良さを分かっていたら定住に踏み込んでいただくことは結構なことだと感じております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、例えばIターンの人を求めよう、まあ、外からの

人ってということで、UIターンフェアであるとかいうところにいきながら、すごくアピールをして、邑南町に来ればこんだけ特典がありますよじゃないですけど、まあ、そういうことをする。で、相談にもものる。いろんな支援もする。ただ転勤で来た人は良さを、まあ、すんだるうちに良さを分かってくれて、住んでくれればいいよっていう、なんかこう熱の入れ方がすごく違うと思うんです。あのう、まあ、転勤できた人っていう中で、先ほどの言い方であれば、まあ、転勤できて住んだ人はそれ良さが分かると思います。ただ転勤できて、通勤して来られる人も多いです。あのう、大田、江津、浜田あたりは全部通勤圏内です。ただ通勤して、こう邑南町の中で仕事をしながら、ああ、この町いいよな、最終的にはここに家を構えて、逆に、その日本海側の、あのう、沿岸部の都市部に転勤になってもこっちから通っていくって思わせるぐらい、積極的な働きかけはするつもりはありませんかっということ。そういう対象としてUターン、Iターンの方とおんなじような対象として、転勤族の、転勤族っていうことばがどうか分かりませんが、そういう方に対してももっとアプローチするつもりはありませんかということ。す。

●**原定住促進課長(原修)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 原定住促進課長。

●**原定住企画課長(原修)** あのう、日本一の子育て村構想等で取り組んでいる施策は、決して、あのう、UIターン者だけに特化したものではなくて、今住んでいる方々に対するこの支援という策も組み込まれております。したがって、たまたま来た、この町に来たそういった方々に対しても、先ほども申しましたように、この町の良さを分かっていたかということとは決して手ぬるい策ではなくて、今やっていることは町を挙げてやっているわけですから、それは全精力を傾けてその定住に向かって、ええ、その方々の思いが、そう定住に、定住を決めるように施策を展開しているものと心得ております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、まあ、矢上高校を残しましょう、例えば残せばどんだけ経済的なメリットがあるかっとはやりますけど、同様に先生がそこに常に来られる。養護学校にしてもそうだと思います。異動は激しいです。でもその中でやっぱり良さを分かってもらってそういう人たちも定住の対象として残ってもらえる努力っていうのも、あのう、まあ、今までそういう視点で会話なり、議論をしたことがないんだと思います。あのう、そういうことも少し考えてもらえればと思います。で、最後にあのう、建設業における資格の取得支援の必要性はっていう質問に入りたいと思います。あのう、まあ、災害が起こりまして、あのう、土木業者さんからの求人はたくさん出てるけど、なかなかそれが埋まらない。まあ、理由は、あのう、資格を持っている人がいないからとか、工事をするにあたって、あのう、有資格者が足りないっていう話はたくさん出て

きます。それと併せまして、あのう、例えばあのう、建設課の事業を見ましても、新たに何か作るっていうことから、たと、あのう、橋梁点検のような点検、修繕っていうことに方向性が変わってきてます。で、これらの仕事は町内の業者が受けることができるんですかっていうことを委員会で質問をしたこともあります。あのう、点検は受けれるように、まあ、体制を整えてますってことですけど、修繕にしても、まあ、町内の業者ができなければ、受けてよそに専門業者に頼むってような形になれば、なかなか町内での仕事っていうことが増えないんだと思います。あのう、そういうことから考えると、もう少し、あのう、医療や農業とおんなじように、そのう高校生とか中学生に対して、あのう、土木系だとか、建築系、建設系、先ほどまあ、水道もそういう話ですけど、あのう、資格の問題があります。あのう、そういうふうんところに興味を持ってもらうような支援であるとか、みんな働きながら必要な資格を、あのう、えと、従業員の方は取りに行ってます。そういう支援をするとか、えと、業者自体が、新たな仕事を得るために、資格なりその専門能力を得るための支援をするなり、今後していた、いかないとその町内の企業がなかなか生き残れないんだと思います。町の仕事を受けることもできないですし、他から、仕事を得ることも難しくなるのかなあとと思いますが、そのへんをもっと支援すべきと思いますが、町の見解を聞かしてください。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、議員ご指摘のように邑南町建設業協会では業務拡大の為技能者確保の取り組みを準備されていると聞いております。具体的には先ほど申されましたように、メンテナンスサイクルにおいて5年ごとの点検が義務化された橋梁やトンネル点検において、破損箇所修繕工事については今後増加することが予想されております。その特殊技能を要する修繕工事の受注を見込まれてのことです。今後重要な課題の一つというふうになると思っております。総務省の労働力調査によると、建設業就業者、技術者、技能労働者等の建設技能労働者数は平成9年の1千181万人を100とすると、平成26年度には874万人の74%、26%の減少となっております。建設就業者の55才以上が約34%で、29才以下が11%と高齢化が進行しております。このことから、平成26年6月の公共工事の品質確保に関する法律改正の中で、担い手の中長期的な育成、確保を基本方針の一つに挙げて、挙がっております。このような国の方針もあり、土木、建設系の進学に奨学金などの支援を行うことは有意義なことだと思います。しかし、制度の立ち上げについては、予算を必要としますし、また就学支援については既存の奨学金制度もございますので、今後は建設業界と意見を交換しながら、また関係各課と慎重に協議をしてみたいと思っております。また、在職中の方の技術資格取得の支援については、島根県土木部が島根県建設業協会へ委託され建設業協会の主催により、建設工事に必要な足場工ですとか、型枠支保工等の資格取得の為の講

習会を昨年度から初めておられると聞いております。例えば、若手技術者等の資格取得支援講習会として35才未満の就業者を対象に、2級土木施工管理技士技術検定試験などの講習会を県内2会場で、参加費は無料で行っておられます。また、足場組み立て工などの技能講習、建設機械の運転業務にかかる特別教育や安全衛生教育など多種多様な講習会を実施されております。このことは邑智郡や邑南町の建設業協会においても情報提供がなされております。また、ハローワークにおいて、事業主を対象とした各種の人材確保育成策を国土交通省と連携して展開されております。例えば技能実習や認定訓練を行った場合の経費助成、若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした若者に魅力ある職場づくり事業など、若年労働者を確保、育成し、技能継承を図る目的で実施されております。管内の建設業者も利用されていると聞いております。町としましてはこうした制度を有効に活用いただきながら、町としても何が支援できるか検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、すでに建設業協会等では、いろんなことを考えられてできる支援なりを、されてるし、そういうまあ、すでにやってることもたくさんあるようです。あのう、それ以上についてはまた考えていきたいということだったんですけど、これ、あのう、答弁が実はあのう、商工観光課の担当なのかなあとはいんどりました。あのう、建設業なり、まあ、そういう産業を育成するっていうのは、商工観光の仕事のような気もしますし、事業を発注する建設課が今後そういう支援策を考えていきたいっていうのは、なんかちょっと違和感はあるんですけど、その、建設業の支援というのはその建設課の方でやっていくのか、そのう、商工観光課としての産業振興の範ちゅうなのか、そのへんっていうのは今後そのこれ以上踏み込んだことを考えていくっていうのはどちらが担当になっていくんでしょうか。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(辰田直久) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、あのう、ハローワークの求人を見ましても、確かにあのう、建設業に関する求人は、あのう、毎月よく出ております。ええ、そういった中でなかなか充足してないのも事実です。今後はこのう、そういう意味では建設課と連携をしながら、このことは進めていくべきだというふうに理解しております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、連携してやっていただければそれでいいのかなあとはいんですが、なかなかあのう、その商工会の存在なり、その商工業の振興っていうのが、こう姿が見えにくいのかなあとはいんます。あのう、聞かなければこういう制度があ

りますっていう話は今まで出たことがなかったと思います。あのう、災害があつて、あのう、技術者が足りないよ、まあ、建設課からのはそのへんを緩和した中でやっていますってことで、こういう支援がありますっていうのはなかったですし、商工の方から、まあ、求人はどうですかって流れてますけど、その対策でこういうのがありますよっていうのはなかったです。あのう、まあ、危機感を感じて建設業協会が自ら動いているのか、商工会っていう組織がありながら、その組織が動かないのが問題なのか、という思いもあります。あのう、プレミアム商品券につきましても、商工会が主体でやるときながら、いろんなくわさ話が出て、昨日も質問がありました。あのう、まあ、補助金として、あのう、きょう、今回の質問もそうなんですけど、気持ちとしたら町内で消費をしてほしい、町内の業者が仕事を受けてやってほしい、だからこういう支援をしたらどうかっていう提案をしときながら、例えばプレミアム商品券は、その、取扱業者、自らが買ったんじゃないかっていう、疑われる話も出てます。あのう、町として商工会も大きなお金を動かしながら、そのへんが、その商工会の信用の無さとか、商工会が主体的にできないとこの大きな問題なのかなあとと思います。あのう、根本はプレミアム商品券についても7月中に売れなかったっていう、それほど2割のプレミアムを付けても人気がない、あのう、それが今の町の商工会なり、対する町民の見方なんだと思います。羽須美の方が、いやあ、買い物するところがなくてじゃなくて、2割ぐらいだったらよそへ出て買った方がよっぽどええわという話なんだと思います。そういう中で商工会なりが、どういう役割をは果たしていくのか、こういう支援が必要ならもっともっと積極的に、まあ、商工担当課も、なり、会がするべきだと思うんです。まあ、最後に町長に、まあ、建設業界の支援も含めまして、もうちょっと団体がしっかりやってくれるといいなと思うんですけど、町としても700万の補助金を出してます。こういう動きも商工会自らももっとして欲しかったなと思うんですけど、最後に町長の考えを聞かしてください。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。時間がまいっておりますので、簡潔にお願いします。はい。

●石橋町長(石橋良治) まあ、そういう意味では私も、若干商工会に対してもの申したいという気持ちは一緒だろうと思います。ええ、今の建設業の関係はですね、やはりこれは第一義的にはやっぱり建設業協会で考えるべき問題だろうと思います。なぜならば一番困っているのはその業界であるし、商工会はやっぱりさまざまな業種を抱えていらっしゃるんで、なかなかそういう点ではむずかしいのかなあと、また県でもやはり組織的には土木部がいわゆる建設産業を育てるという執務を持ってらっしゃいますので、やっぱり国土交通省もそうでありましょし、そうした縦のラインでしっかり育てていくってことをやっていきたいなあと、まあ、こういうふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、時間がきましたので、あのう、建設課がやるってこと、縦のラインで気になるのは、あのう、発注する側と育てる側が一緒ではゆ着ってということもあります。そういう意味では、違う課が担当されるのがいいのかなあとと思いますが、いろんな観点から、見ながらしっかり育てて行って欲しいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

●**議長(辰田直久)** 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ごくろうさまでした。

——午後 3時33分散会——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員